

## 令和3年大川市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金)  
開 会 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大川市役所 大会議室(3階)

3. 出席委員(15人)

1番 水落 常志	9番 武下 博子
2番 古賀 林允	10番 辻 正光
3番 宮崎 文夫	11番 吉川 康則
4番 貞苺 謙二	12番 志牟田 文彦
5番 梅崎 正道	13番 植木 幸治
6番 山崎 忠文	14番 龍 靖男
7番 柿添千鶴子	15番 田中 博文
8番 宮原 晶彦	

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第26号	農地法第3条許可申請について
議案第27号	農地法第5条許可申請について
議案第28号	大川市農用地利用集積計画について
報告第15号	農地法第18条第6項通知について
報告第16号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年第10回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。  
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名

中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和3年第10回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第26号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番～3番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番～3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

続きまして、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。  
続きまして、3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第26号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第27号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。  
1番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)  
1番の申請目的は、共同住宅であります。農地区分につきましては、「お  
おむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農  
地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転  
用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は令和3年1  
1月着工であり、資金は金融機関の融資証明依頼書で確認しています。  
以上により、1番は許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しており  
ますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりで  
す。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第27号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第28号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～3番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、共同住宅であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は令和3年11月15日着工であり、資金は金融機関の残高証明書で確認しています。

次に、2番の申請目的は共同住宅であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は令和3年11月15日着工であり、資金は金融機関の残高証明書で確認しています。

次に、3番の申請目的は老人福祉施設の機能回復訓練室であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は令和3年11月10日着工であり、資金は金融機関の融資予定証明で確認しています

以上により、1～3番については許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員

1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 3番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、報告第15号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
以上で、報告第15号を終わります。  
次に、報告第16号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
以上で、報告第16号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。  
4番 貞苺 謙二 委員  
5番 梅崎 正道 委員  
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。  
以上で、第10回大川市農業委員会総会を閉会致します。